

第4次計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

姫路市では、市民活動や協働の推進について基本的な考え方を整理し、その方針を示した「姫路市市民活動・協働推進指針」を平成19年3月に策定しました。

この指針に基づき、平成20年3月に具体的な推進施策を定めた「姫路市市民活動・協働推進事業計画」を、平成23年3月に「第2次計画」を策定、平成28年3月には「第3次計画」を策定し、「姫路市総合計画 ふるさとひめじプラン2020」の4つの基本目標の一つとして掲げる「ふれあいと賑わいある 協働・交流都市」の実現に向け、参画と協働のまちづくりを進めてきました。

また、平成25年12月に施行した「姫路市まちづくりと自治の条例」では、住民等がまちづくりの主役になって活動する都市の実現を目指して、行政運営の基本原則や参画と協働など、市のまちづくりを進めるための考え方等を定めました。

「第4次計画」では、令和3年度から始まる新たな「姫路市総合計画」の市民活動分野の目標である「多様な主体が輝くまち」の実現に向けた取り組みを進めるため、第3次計画に引き続き、協働の推進等の施策、住民等がまちづくりの主役になって活動する都市の実現に向けた基本施策と取り組み内容等を示しております。

急速な少子高齢化・人口減少等社会環境の著しい変化により、市民や地域等が持つ力を活用した活動がこれまで以上に必要とされています。その状況を踏まえ、本市の特性である地域における自治会を中心とした地縁系団体とNPO法人やボランティア団体、企業、教育機関、個人などの多様な主体が、それぞれの役割を果たしつつ、協働し活躍できる社会の実現に向けた計画としております。

2 計画期間

本計画は令和3年度から令和7年度までの5ヵ年計画とし、令和7年度中に計画内容を見直します。なお中間年である令和5年度には、有識者等による懇話会において事業の進捗について、意見を聴くこととし、必要に応じて計画の内容を修正することとします。

3 今後の展開

計画に掲げる施策は、市民局市民活動推進課が推進母体となって庁内全体への働きかけを行っていくものとします。